

自己資本の構成に関する開示事項
平成25年9月末

平成19年金融庁告示第15号の一部改正(平成25年3月28日公布)に基づき、以下のとおり開示いたします。

【連結】

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号(注)
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目		
普通株式に係る株主資本の額	682,498	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	145,729	1a
うち、利益剰余金の額	577,706	2
うち、自己株式の額(△)	36,223	1c
うち、社外流出予定額(△)	4,714	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式に係る新株予約権の額	295	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	117,470
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	170	5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,690	-
うち、少数株主持分に係る経過措置によるものの額	3,690	-
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	686,655	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	8,209
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	8,209
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 395
適格引当金不足額	-	1,466
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	5,786
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	136
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	7,167
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
その他Tier1 資本不足額	468	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	468	28
普通株式等Tier1 資本		
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	686,186	29
その他Tier1 資本に係る基礎項目		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,064	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 799	-
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	△ 799	-
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(ニ)	264	36
その他Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	733	-
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	733	-
Tier2 資本不足額	-	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	733	43
その他Tier1 資本		
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-	44
Tier1 資本		
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	686,186	45

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号(注)
Tier2 資本に係る基礎項目		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	290	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	792	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	792	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	80,200	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	80,200	
Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	81,283	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	4,743 54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,057	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	733	
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	323	
Tier2 資本に係る調整項目の額(リ)	1,057	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	80,226	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	766,413	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	27,087	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)の額に係る経過措置によるものの額	8,209	
うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	5,786	
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	433	
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	12,657	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	4,453,272	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	15.40%	61
連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	15.40%	62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	17.21%	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	78,523	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,454	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	792	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	1,023	77
内部格付手法採用用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	24,687	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85

(注) 平成24年6月にパーゼル銀行監督委員会より公表された、「パーゼル3に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式の項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

項目	金額	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号(注)
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	654,919		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	145,729		1a
うち、利益剰余金の額	550,128		2
うち、自己株式の額(△)	36,223		1c
うち、社外流出予定額(△)	4,714		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	295		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	117,965	3
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	655,215		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	8,162	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	8,162	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 395	11
適格引当金不足額	-	2,293	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	5,786	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	136	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	8,815	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	1,145		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	1,145		28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	654,069		29
その他Tier1 資本に係る基礎項目			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-		
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	1		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(ニ)	1		36
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,146		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,146		
Tier2 資本不足額	-		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	1,146		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	654,069		45

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号(注)
Tier2 資本に係る基礎項目		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	118	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	118	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	79,991	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	79,991	
Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	80,109	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,545	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,146	
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	398	
Tier2 資本に係る調整項目の額(リ)	1,545	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	78,564	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	732,634	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	29,955	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)の額に係る経過措置によるものの額	8,162	
うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	5,786	
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額に係る経過措置によるものの額	433	
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	15,573	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	4,381,665	60
自己資本比率		
普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	14.92%	61
Tier1 比率((ト)/(ヲ))	14.92%	62
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	16.72%	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	75,719	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	62	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に係る調整項目不算入額	-	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	118	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	152	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	24,431	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85

(注)平成24年6月にバーゼル銀行監督委員会より公表された、「バーゼル3に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式の項目番号です。